

熊本県情報公開審査会の答申（平成 17 年 10 月 21 付け答申第 87 号）の概要

1 事案の概要

- (1) 熊本県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「上益城地域振興局管内の農業委員会から提出された農地法第 3 条許可申請書及びその添付書類（登記簿謄本、印鑑証明書等を除く。）、農業委員会意見書並びに当該許可指令書」の開示請求があった（平成 15 年 3 月 20 日等 3 件）。
- (2) この開示請求に対して、実施機関（担当：上益城地域振興局農林部農業振興課）は、熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 号若しくは第 3 号又は条例による全部改正前の熊本県情報公開条例（昭和 61 年熊本県条例第 37 号。以下「旧条例」という。）第 8 条第 2 号若しくは第 3 号に該当することを理由として、部分開示とする決定を行った（平成 15 年 4 月 30 日等 9 件）。
- (3) この決定に対して開示請求者から異議申立てが行われた（平成 15 年 6 月 26 日等 9 件）。
- (4) 実施機関は、この異議申立ての取扱いについて熊本県情報公開審査会に諮問を行った（平成 15 年 10 月 24 日等 5 件）。
- (5) 今回の答申は、この諮問に対するものである。

2 争点

- (1) 旧条例第 8 条第 2 号及び条例第 7 条第 2 号該当性
- (2) 旧条例第 8 条第 3 号及び条例第 7 条第 3 号該当性

3 当事者の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨	実施機関の主張の要旨
<p>○本件と同様の農地法第 3 条許可関係文書について出された答申第 75 号は、個人の事業に関する情報と個人識別情報の区分について踏み込んだ検討を行った答申である。</p> <p>その際、実施機関もこの答申の判断に沿って改めて決定を行ったのだから、本件行政文書についても同様に開示すべきである。</p>	<p>○答申第 75 号の判断基準を尊重して決定を行っている。同答申では原則として農業経営に直接関係する記載については旧条例第 8 条第 3 号により開示の要否を判断すべきであり、直接関係しないものについては旧条例第 8 条第 2 号により不開示と判断されており、本件行政文書についてもその基準に従って決定している。同じ内容が書かれている場合には今回の開示請求でも開示している。</p>
<p>○次の項目等について事業情報として開示すべきである。</p>	<p>○結果的に前回と開示、不開示の判断が異なるものもあるが、それは前回の対象</p>

①許可申請書の「申請当事者の氏名」	文書とは記載内容が異なるためである。開示、不開示の判断はあくまで記載されている個々具体的な情報の内容から行うべきである。
② 〃 「申請当事者の職業」	
③ 〃 「権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」	
④ 〃 「世帯員の職業」	
⑤ 〃 「農作業従事日数」	
⑥農業委員会意見書の「譲渡の理由」	

4 答申の概要

(1) 審査会の結論

実施機関が不開示とした部分のうち、審査会が開示相当と認めた部分については開示することが妥当である。

(2) 審査会の判断の要旨

ア 答申第75号との関係

答申第75号における開示・不開示の判断基準は、農業経営に直接関係する情報についてはその開示の是非については旧条例第8条第3号により判断し、申請者等に関する個人の住所、年齢のほか、農業経営の状況とは直接関係しない情報については、旧条例第8条第2号により判断すべきというものである。

ただし、答申第75号はその対象文書について判断したものであり、記載内容が異なれば直ちにこの開示、不開示の結果が適用されるものではない。

すなわち、本件行政文書についても答申第75号の対象文書と同様の記載内容であればこれと同じ判断を行うことになるが、内容が異なる場合については、答申第75号の判断基準を適用し、改めて開示、不開示の判断を行うことになるため、同じ項目について開示・不開示の結果が異なる場合もあると考えられる。

イ 開示、不開示の判断

アの考え方に基づいて審議した結果、開示相当と認めた部分は別表のとおりである。

諮問実施機関	: 熊本県知事（上益城地域振興局農林部農業振興課）
諮問日	: 平成15年10月24日ほか
答申日	: 平成17年10月21日（答申第87号）
事案名	: 農地法第3条許可関係文書の部分開示決定に関する件（諮問第122号、第125号～第128号）

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が部分開示とした農地法第3条許可に係る許可申請書、農業委員会意見書及び許可指令書（以下「本件行政文書」という。）の不開示部分のうち、別表2の「開示すべき部分」欄に掲げるものについては、開示することが妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、別表1のとおり開示請求を行い、これに対し実施機関は、条例第7条第2号若しくは第3号又は条例による全部改正前の熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号。以下「旧条例」という。）第8条第2号若しくは第3号に該当することを理由として、部分開示とする決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- 2 この決定に対して異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、別表1のとおり異議申立てを行った。
- 3 実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、別表1のとおり当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件部分開示決定を取り消し、異議申立てをした部分について、平成14年10月22日付け熊本県情報公開審査会答申第75号（以下「答申第75号」という）及び平成14年11月11日付けで実施機関が行った行政文書の開示請求に係る異議申立てについての決定どおりの開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件と同様の農地法第3条許可関係文書について出された答申第75号は、個人の事業に関する情報と個人識別情報の区分について踏み込んだ検討を行った先進的な答申である。

その際、実施機関もこの答申の判断に沿って改めて決定を行ったのだから、この決定で開示した項目については、本件行政文書についても同様に開示すべきである。

- (2) 今回異議申立てを行ったのは次の項目であり、答申第75号及びそれを受けての再決定で、実施機関自らが「農業経営の状況に関する情報であり事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するもの」と判断し、開示している部分である。しかしながら実施機関は本件行政文書では、「事業経営と直接関係のない個人的な情報が含まれている」として部分開示にしている。

① 申請当事者及び世帯員の「職業」

農地法第3条許可は農地が農業従事者から農業従事者へ譲渡されることを保証する制度なので、譲受人の職業はこれを証明する最善の手段である。世帯員の職業についても農地法は世帯単位の営農の考え方をとっているので世帯員も申請当事者と同格であり、その証として欠かせない。

これらの記載は農業という事業に関する情報であり、答申第75号及びそれを受けての再決定もこういった理由で事業情報と判断している。

② 許可申請書の「権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」及び農業委員会意見書の「譲渡の理由」、「権利設定移転の事由」

これらは、引き続き農業が営まれるかどうかの判断の基準になる。

また、農地の譲渡等は農業という事業経営とは関係ない個人の私的な事由では行えないので、この欄には事業に関する情報が記載されているはずである。たとえ個人の私的な情報が記載されていても、農地法第3条許可関係の文書に記載されたらそれは個人情報ではなく、事業情報として開示、不開示を判断すべきである。仮に実施機関の主張

をとるとすれば、実施機関は一部・全部の違いはあっても農業経営とは関係のない個人の私的な事由によって農地の譲渡を許可したことになる。

申請書の「事由の詳細」の一部に28項目が印刷された事例があるが、印刷されている以上農地法の趣旨に沿った事項であり、これを農業とは関係ない個人的な理由として不開示にするのは理解できない。意見書の「譲渡の理由」欄は農地法のプロである農業委員会が記入したのだから、農地法第3条に違反するような個人的な事情を書くはずがない。

実施機関は形式上の不備があれば補正を求めることができるのに、それをしていないのだから、これらの情報を事業情報として認めているはずである。

③ 許可申請書の「農作業従事日数」

「農作業従事日数」も、農業を常時営んでいるかの判定基準であり、事業に関する情報そのものである。

④ 許可申請書の「申請当事者の氏名」、「所有者氏名」、「利用者氏名」、「土地の所在、地目、面積」、「利用状況」、「自作地及び経営地」及び農業委員会意見書の「専業兼業の別」、「譲受人の所有状況」

これらについても、事業情報として開示すべきである。

(3) 部分開示された文書を見ると、記載内容や書類の不備など実施機関は違法な許可処分を行っており、これを改めさせるためにも請求どおりの開示が必要である。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による説明で述べている内容の要旨は、おおむね次のとおりである。

1 農地法第3条許可について

(1) 農地に係る権利を取得し、又は移転する場合には、農地法第3条第1項の規定により農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この許可のない農地等の取引は、法的効力を有しない。

(2) 許可申請者（譲受人等及び譲渡人等）は許可申請書に連署して、添付書類と共に申請農地の所在する農業委員会へ提出する。

農業委員会は申請書類等を審査し、総会に諮り、当該申請書に農業委

員会の意見書を添えて県（地域振興局）に提出する。

県は許可申請書等及び農業委員会意見書を審査し、知事名で許可又は不許可を行う。

- (3) 審査に当たっては、農地法第3条第2項に規定する許可することができない場合に該当するかどうかを判断するが、許可申請書等の記載事項すべてが許可の判断基準となっているものではない。たとえば、職業に関する記載は審査事項ではなく、譲渡人に関する記載は、申請農地の所有者であること以外、審査の対象ではない。

譲受人本人が必ずしも耕作の事業を行う必要はなく、その世帯として耕作の事業を行うと認められる場合には農地に関する権利の設定又は移転が認められる。

2 旧条例第8条第2号及び条例第7条第2号該当とした理由

答申第75号の判断基準を尊重して決定を行っている。同答申では原則として農業経営に直接関係する記載については旧条例第8条第3号により開示の要否を判断すべきであり、直接関係しないものについては旧条例第8条第2号により不開示と判断されており、本件行政文書についてもその基準に従って決定している。同じ内容が書かれている場合には今回の開示請求でも開示している。

結果的に前回と開示、不開示の判断が異なるものもあるが、それは前回の対象文書とは記載内容が異なるためである。開示、不開示の判断はあくまで記載されている個々具体的な情報の内容から行うべきである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件行政文書の内容を見分した上で、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容から、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、農地法第3条に係る農地の権利移転の許可に際して実施機関が作成・取得した文書のうち平成16年3月までの間に上益城振興局管内分として許可を行ったものに関する許可申請書、農業委員会意見書及び許可指令書である。

なお、本件行政文書には、平成13年3月31日以前に実施機関が作成又は取得した文書が含まれているので、これらの文書については、条例附則第9項に基づき、条例第7条から第9条の規定にかかわらず、旧条例第8条の規定により開示、不開示の判断を行うことになる。

(1) 許可申請書

許可申請書は、農地の権利移転の許可申請のため、農地法第3条第1項の規定により、譲渡人等及び譲受人等から連署で対象農地のある農業委員会へ提出され、実施機関に進達された文書である。

(2) 農業委員会意見書

農業委員会意見書は、許可申請に基づき対象農地のある町村の農業委員会が作成した文書であり、許可申請書と共に実施機関に進達された文書である。

(3) 許可指令書

許可指令書は、農地の譲渡人等及び譲受人等が連署で行った当該農地の権利移転許可申請に対し、実施機関が許可を行うに当たって当該譲渡人等及び譲受人等へ個別に発行した文書の案文である。

2 答申第75号について

異議申立人は、実施機関が不開示とした項目に関し、答申第75号で当該項目について、農業という事業を営む個人の当該事業に関する情報であるとして開示と判断されており、本件行政文書についてもこれに沿って判断すべきと主張している。このため、具体的に開示、不開示を判断する前に答申第75号と本件行政文書との関係について、まず検討する。

本件行政文書と同様の農地法第3条許可関係文書について、当審査会は答申第75号で開示・不開示の判断を行っており、その際の判断基準は、農業経営に直接関係する情報については「事業を営む個人の当該事業に関する情報」と解し、その開示の是非については旧条例第8条第3号により判断し、申請者等に関する個人の住所、年齢のほか、農業経営の状況とは直接関係しない情報については、旧条例第8条第2号により判断すべきというものである。

答申第75号では、この判断基準に基づき対象文書について開示、不開示を判断し、それを項目別に示したが、これは答申第75号の対象文書について判断したものであり、記載内容が異なれば、同種であっても他の文

書について直ちにこの開示、不開示の結果が適用されるものではない。

すなわち、本件行政文書についても答申第75号の対象文書と同様の記載内容であればこれと同じ判断を行うことになるが、内容が異なる場合については、答申第75号の判断基準を適用し、改めて開示、不開示の判断を行うことになるため、同じ項目について開示・不開示の結果が異なる場合もあると考えられる。

3 旧条例第8条第2号及び条例第7条第2号（以下単に「第2号」という。） 該当性について

旧条例第8条第2号は不開示情報として、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものと規定している。条例第7条第2号も同様の規定である。

以下、本件行政文書のうち今回異議申立てが行われた部分が第2号に該当するかどうか検討する。

（1）許可申請書

① 「申請当事者の氏名」

答申第75号では、農業という事業を行う者の氏名であるとして開示との判断を行っている。

今回、実施機関が不開示としている部分は、誤記を見直しにより削除した部分及び死亡者とその死因贈与契約の執行者の氏名であると認められる。

これらは農業経営の状況とは直接関係しない個人識別情報と考えられ、第2号に該当し、不開示とすることが相当である。

なお、これら以外に申請当事者の氏名でその一部が印影との関係で不開示とされているものがあるが、これについては印影が識別されない範囲で開示することが可能と考えられるため、開示とすることが相当である。

② 「1」の「職業」欄

答申第75号では、記載が「農業」であったが、個人の事業に関する情報として開示との判断を行っている。

今回、実施機関が不開示としている部分は、農業関係以外の職業、誤記を見直しにより削除した部分及び死因贈与契約の執行者の職業で

あると認められる。

ある個人がどのような職業を有するかという情報は個人に関する情報であり、原則としては第2号に照らして開示・不開示を判断すべきものであるが、行政文書の取得、作成目的に照らして当該文書に記載された職業が当該文書に係る個人の事業に直接関係する情報と認められる場合には、事業を営む個人の当該事業に関する情報として旧条例第8条第3号及び条例第7条第3号に照らして開示・不開示を判断すべきものと考えられる。

これを本件についてみると、許可申請書は農地の権利関係の移転に関するものであり、職業として農業や兼農といった農業関係のものが記載されている場合は、事業情報として開示相当と考えられる。

一方、農業関係以外のものが記載されている場合は、これを農業を営む個人の当該事業に直接関係する情報と言うことはできず、原則どおり第2号に照らして開示・不開示を判断すべきと考えられる。実施機関の説明によれば、本件行政文書における申請者の職業に関する情報は許可の判断に必要な情報とされておらず、この観点からも申請者の職業に関する情報は、農業経営に直接関係する情報とは位置づけられていないものと考えられる。

以上のとおりであり、本件行政文書に記載された農業関係以外の職業は、第2号に該当し、不開示と判断することが相当である。

また、誤記を見消しにより削除した部分及び死因贈与契約の執行者の職業については、当該文書に係る個人の事業に直接関係する情報とは認められず、第2号に該当し、不開示とすることが相当である。

③ 「2」の「土地の所在、地目、面積」、「利用状況」、「所有者氏名」及び「利用者氏名」欄

答申第75号では、これらの欄に記載されている内容は事業情報であるとし、開示との判断を行っている。

今回、実施機関が不開示としている部分は、誤記を見消しにより削除した部分とその訂正印、死亡者の氏名及び申請当事者以外の氏名であると認められる。

これらは農業経営の状況とは直接関係しない個人識別情報と考えられ、第2号に該当し、不開示とすることが相当である。

なお、これら以外に利用状況欄の不開示部分に農業に直接関係する

と判断できないものが記載された案件があるが、この利用状況は外形的に明らかなものと考えられるため、旧条例第8条第2号ただし書イに該当し、開示することが相当と考えられる。

また、これら以外に誤記の訂正後の記載内容について印影との関係で不開示とされているものがあるが、これについては印影が識別されない範囲で開示することが可能と考えられるため、開示とすることが相当である。

④ 「3. 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」欄

答申第75号では、記載が「農業経営の撤退」及び「農業経営の安定の為」であったが、これらについては事業情報であるとして開示との判断を行っている。

今回、実施機関が不開示とした部分は、個人の収入、年齢、家族の状況、健康状態や心情に関する部分、住所の特定につながる部分、経営状況、権利移転の状況、誤記を見消しにより削除したもの等が単独又は組み合わせられて記載されていると認められる。

このうち経営状況、権利移転の状況については農業経営に直接関係する情報と認められ、事業情報と考えられるので、第2号ではなく、旧条例第8条第3号及び条例第7条第3号により開示、不開示の妥当性を下記4で検討することとする。

それ以外の部分については、農業経営の状況とは直接関係しない個人識別情報と考えられ、法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報を除き、第2号に該当し、不開示とすることが相当である。

⑤ 「5」の「自作地」及び「経営地」欄

答申第75号では、これらの欄に記載されている内容は事業情報であるとし、開示との判断を行っている。

今回、実施機関が不開示とした部分は、誤記を見消しにより削除した部分とその訂正印と認められる。

これらは農業経営の状況とは直接関係しない個人識別情報と考えられ、第2号に該当し、不開示とすることが相当である。

なお、これら以外に誤記の訂正後の記載内容について印影との関係で不開示とされているものがあるが、これについては印影が識別されない範囲で開示することが可能と考えられるため、開示とすることが

相当である。

⑥ 「6」の「世帯員の職業」欄

上記②と同様である。

⑦ 「6」の「農作業従事日数」欄

答申第75号では、この欄は事業情報とし、開示との判断を行っている。

今回、実施機関が不開示とした部分は、誤記を見直しにより削除した部分とその訂正印及び農作業従事日数と認められる。

これらのうち、農作業従事日数については、農業経営に直接関係する情報として事業情報であると考えられるので、第2号ではなく、旧条例第8条第3号及び条例第7条第3号により開示、不開示の妥当性を下記4で検討することとする。

誤記等については、農業経営の状況とは直接関係しない個人識別情報と考えられ、第2号に該当し、不開示とすることが相当である。

なお、このほかに異議申立てが行われている平成11年6月7日付け〇〇〇〇分、平成11年6月25日付け〇〇〇〇分、平成11年7月13日付け〇〇〇〇分及び平成11年7月13日付け〇〇〇〇分の記載については、不開示とされていないと認められる。

(2) 農業委員会意見書

① 当事者の「氏名（本人の職業）」欄

上記(1)②と同様である。

② 「譲渡の理由」欄

上記(1)④と同様である。

なお、このほかに異議申立てが行われている平成11年6月28日付け〇〇〇〇分、平成11年7月27日付け〇〇〇〇分、平成11年7月27日付け〇〇〇〇分及び平成11年7月27日付け〇〇〇〇分の記載については、不開示とされていないと認められる。

③ 「専業兼業の別」欄

今回、実施機関が不開示としている部分は、農業関係以外の職業であると認められるので、上記(1)②と同様である。

④ 「譲受人の所有状況」欄

答申第75号ではこの欄には農機具の所有数が記載されており、事業情報として開示の判断を行っている。

今回、実施機関が不開示とした部分は、農機具の所有者が記載された部分である。

農機具の所有者については、事業情報と考えられるので、第2号ではなく、旧条例第8条第3号及び条例第7条第3号により開示、不開示の妥当性を下記4で検討することとする。

ただし、これらのうち家族関係を示す記載をしたものについては、農業経営の状況とは直接関係しない個人識別情報と考えられ、第2号に該当し、不開示とすることが相当である。

⑤ 「権利設定移転の事由」欄

上記(1)④と同様である。

(3) 許可指令書

異議申立人は1件の許可指令書について、そのすべてを不開示としたとして異議を申し立てているが、実施機関が不開示としたのは申請当事者の住所の部分であると認められる。

この部分については、答申第75号の場合と同様、第2号に該当し、不開示とすることが相当である。

4 旧条例第8条第3号及び条例第7条第3号(以下単に「第3号」という。) 該当性について

旧条例第8条第3号は、不開示情報として、「法人(国及び地方公共団体を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」と規定している。条例第7条第3号も同様の規定である。

以下、上記3で事業情報として第3号により開示・不開示の判断すべきとした事項について、検討する。

(1) 許可申請書

① 「3. 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」欄の経営状況及び権利移転の状況

経営状況について今回、実施機関が不開示としている部分は、事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、事業を営む個人の活動が損なわれるなど、正当な利益を害するお

それがあると考えられるため第3号に該当し、不開示とすることが相当である。

権利移転の状況について今回、実施機関が不開示としている部分は、一部を除き、一般的には取引の当事者のみが保有する情報であって、開示することにより当該事業を営む個人の正当な利益を害するものと認められるが、このうち通常登記により明らかになる情報と考えられるものについては、第3号には該当せず、開示することが相当である。

② 「6」の「農作業従事日数」欄

農作業従事日数については、これを開示しても事業を営む個人の正当な利益を害するとは考えにくく、第3号には該当せず、開示とすることが相当である。

(2) 農業委員会意見書

① 「譲渡の理由」欄

上記(1)①と同様である。

② 「譲受人の所有状況」欄

この欄の農機具の所有状況については、上記3(2)④で第2号に該当すると判断したものを除き、これを開示しても事業を営む個人の正当な利益を害するとは考えにくく、第3号には該当せず、開示とすることが相当である。

5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	益田敬二郎
委	員	大江 正昭
委	員	林田美恵子
委	員	前田 和美
委	員	渡邊 榮文

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年10月24日 ほか	・ 諮問 (第122号、第125号～第128号)
平成15年12月12日 ほか	・ 実施機関から部分開示決定理由説明書を受理
平成16年 1月20日 ほか	・ 異議申立人から意見書を受理
平成17年 3月24日	・ 審議
平成17年 4月20日	・ 審議
平成17年 5月18日	・ 異議申立人の口頭意見陳述及び審議
平成17年 6月15日	・ 実施機関からの口頭説明聴取及び審議
平成17年 7月20日	・ 審議
平成17年 8月31日	・ 審議
平成17年 9月21日	・ 審議

別表

(1) 許可申請書

項 目	開示すべき部分
① 申請当事者の氏名	・ 申請当事者の氏名でその一部が印影との関係で不開示とされているもの
② 「2. 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名又は名称」欄	・ 外形的に明らかと考えられる利用状況 ・ 印影との関係で不開示とされている誤記訂正後の記載内容
③ 「3. 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」欄	・ 法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報 ・ 開示しても当該事業を営む個人の正当な利益を害するとは認められないもの
④ 「5」の「自作地」及び「経営地」欄	・ 印影との関係で不開示とされている誤記訂正後の記載内容
⑤ 「6」の「農作業従事日数」欄	・ 農作業従事日数

(2) 農業委員会意見書

項 目	開示すべき部分
① 「譲渡の理由」欄	・ 法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報 ・ 開示しても当該事業を営む個人の正当な利益を害するとは認められないもの
② 「譲受人の所有状況」欄	・ 農機具の所有状況のうち家族関係を示す記載を除いたもの

別表1

諮問番号	開示請求を行った日	開示請求に係る行政文書	部分開示決定を行った日	異議申立てを行った日	異議申立てに係る行政文書の名称及び対象項目 (※案件により、対象項目は異なる。)	諮問日
122	H15.3.20	上益城地域振興局管内の農業委員会から提出された農地法第3条許可申請書及びその添付書類(登記簿謄本、印鑑証明書等を除く。)、農業委員会意見書並びに当該許可指令書	H15.4.30(20件)	H15.6.26(17件)	農地法第3条許可に係る (1)許可申請書 ①申請当事者の氏名 ②「1. 申請当事者の氏名(名称)住所、職業及び年齢」の職業欄 ③「2. 許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、利用状況、普通収穫高及び耕作者の氏名又は名称」の「土地の所在、地目、面積」欄 ④「2」の「利用状況」欄 ⑤「2」の「所有者氏名」欄 ⑥「2」の「利用者氏名」欄 ⑦「3. 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」欄 ⑧「5. 権利を設定し、移転しようとする当事者及びその世帯員が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積」の「自作地及び経営地」欄 ⑨「6. 権利を取得しようとする者又はその世帯員(構成員)がその耕作又は養畜の事業に従事している状況及びその労働力以外の労働力に依存している状況(法人にあってはその法人のその耕作又は養畜の事業に係る労働力の状況)」の「職業」欄 ⑩「6」の「農作業従事日数」欄 (2)農業委員会意見書 ①「氏名(本人の職業)」欄 ②「譲渡の理由」欄 ③「専業兼業の別」欄 ④「譲受人の所有状況」欄 ⑤「権利設定移転の事由」欄 (3)許可指令書 ①許可指令書のすべての不開示	H15.10.24(41件)
125	H15.8.6(26件)		H15.9.30(42件)	H15.12.1(68件)		
	H15.9.9(19件)					
	H15.9.18(30件)		H15.10.20(26件)			
126	H15.11.4(20件)		H15.12.20(19件)	H16.2.9(42件)		
	H15.12.18(29件)		H16.1.23(23件)			
127	H16.1.15	同上 (平成15年4月1日から同年12月31日の間に行った許可に係るもの)	H16.3.3(32件)	H16.3.22(28件)		H16.4.22(28件)
128	H16.4.1	同上 (平成16年1月1日から同年3月31日の間に行った許可に係るもの)	H16.5.12(11件)	H16.5.31(10件)		H16.6.14(10件)

別表 2
 (1) 許可申請書

日付・申請者	項目	開示すべき部分
H11.7.2 ○○○○ ○○○○	申請者氏名	譲受人の氏名の4文字目
H12.4.10 ○○○○ ○○○○	「2」の「利用状況」欄	すべて
H12.9.6 ○○○○ ○○○○	「2」の「10a当り普通収穫高」欄、「利用状況」欄、「所有者氏名」欄及び「利用者氏名」欄	誤記訂正後の記載内容
H11.8.24 ○○○○ ○○○○ (対象農地) ○○○○等	「3. 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細」欄	11文字目から12文字目まで
H11.10.6 ○○○○ ○○○○ (対象農地) ○○○○		8文字目から9文字目まで
H12.4.10 ○○○○ ○○○○		選択肢の後の記載
H12.6.9 ○○○○ ○○○○		1文字目から9文字目まで
H14.9.10 ○○○○ ○○○○		すべて
H14.10.10 ○○○○ ○○○○		すべて
H16.1.27 ○○○○ ○○○○		59文字目から70文字目まで
益城町の様式(選択肢から選択する形式のもの)		選択肢のうち1、2、5、6、9、25、26及び28の部分
H12.9.6 ○○○○ ○○○○		「5」の譲受人の「自作地」欄及び「経営地」欄
H11.2.18 ○○○○ ○○○○	「6」の「農作業従事日数」欄	すべて
H11.3.8 ○○○○ ○○○○		すべて

H11.3.15 ○○○○ ○○○○		すべて
--------------------------	--	-----

(2) 農業委員会意見書

日付・申請者	項目	開示すべき部分
H11.8.27 ○○○○ ○○○○ (対象農地) ○○○○等	「譲渡の理由」欄	4文字目から12文字目まで 及び15文字目から20文字目まで
H11.8.27 ○○○○ ○○○○ (対象農地) ○○○○等		4文字目から12文字目まで 及び15文字目から21文字目まで
H11.9.27 ○○○○ ○○○○		11文字目から12文字目まで
H12.6.27 ○○○○ ○○○○		1文字目から9文字目まで
H13.3.27 ○○○○ ○○○○		不開示部分すべて
H13.3.28 ○○○○ ○○○○		16文字目から20文字目まで
H13.10.29 ○○○○ ○○○○		すべて
H13.10.29 ○○○○ ○○○○		すべて
H16.1.27 ○○○○ ○○○○		39文字目から44文字目まで
H16.3.1 ○○○○ ○○○○		すべて
H15.5.6 ○○○○ ○○○○	「譲受人の所有状況」欄	なお書き以下の10文字目から14文字目まで
H15.5.23 ○○○○ ○○○○		なお書き以下の9文字目から12文字目まで